

返還墓所の使用許可申請に関する誓約書

年 月 日

(宛先)浦安市長

住 所

氏 名

電 話

1. 誓約内容について

裏面有り

○以下の文章の 欄にご記入いただき、表の同意事項をご確認ください。

浦安市墓地公園墓所の使用許可申請については、関係親族と協議のうえ、亡 の祭祀の主宰者となる私 が申請をすることとなりました。 *申請者からみた死亡者の続柄

つきましては、「浦安市墓地公園の設置及び管理に関する条例」（以下条例という。）及び「浦安市墓地公園の設置及び管理に関する条例施行規則」（以下規則という。）に定められている規定を遵守するとともに、以下の全ての同意事項につき、十分理解したうえで、申請することをここに誓約いたします。なお、この同意事項に違反したときは、墓所使用权の取消処分を受けてもかまいません。

番 号	同 意 事 項	チェック欄 ※同意しましたか？	
		は い	い い え
①	本墓所は洗浄しておりますが、一度使用されていることをご了承ください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②	申請にあたっては争いが起きないように、親族間で十分に話し合いを行ってください。また、申請以降に争いが起きた場合は、使用者が自己責任において解決することとし、市は一切関与しません。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③	墓所の使用权を第三者に譲渡し、又は転貸することはできません。また、使用許可の承継は原則として使用者が死亡したとき以外はできません。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④	墓所の位置の希望は受付しますが、申請後に位置の変更はできません。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑤	使用許可日の翌日から1年以内に、決められた区画内に墓碑の設置を行い、焼骨の埋蔵を行ってください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑥	納入した使用料の還付については、裏面に記載の通り、条例及び規則に基づき行われます。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

番号	同意事項	チェック欄 ※同意しましたか？	
		はい	いいえ
⑦	規則で規定する墓碑設置基準に違反した墓碑は設置できません。また、墓碑の正面に家名を表示する場合は、使用者以外の家名は表示できません。 ※墓所の使用案内について説明を受け、設置基準を遵守します。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑧	墓所は一世帯につき1つです。将来、使用許可が承継され、一世帯で2つとなってしまった場合は、いずれか一方を返還していただきます。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑨	墓所の使用期間は使用許可日から30年で、年間管理料が毎年発生します。年間管理料を3年以上滞納した場合は、使用許可が取り消されます。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑩	墓所の使用許可期間内に浦安市外に転居された場合は、市外者の年間管理料が適用されます。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑪	墓所の使用期間内に住所の変更や使用許可の承継等、申請内容に変更が生じた場合は、速やかに手続きを行ってください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑫	使用料及び年間管理料の支払いは一括です。期限内に支払われない場合は使用許可が取り消されます。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑬	墓所を使用しなくなった場合は、墓碑等は撤去し原状回復してください。その際の費用は使用者の負担です。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

【参考】納入した使用料の還付割合について

「浦安市墓地公園の設置及び管理に関する条例」 ※一部抜粋

(使用料及び管理料の不還付)

第28条 既納の使用料及び管理料は、還付しない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りではない。

「浦安市墓地公園の設置及び管理に関する条例施行規則」 ※一部抜粋

(使用料の還付)

第34条 条例第28条のただし書の規定により還付する場合及びその額は、次のとおりとする。

- ・墓所の使用許可を受けた日の翌日から起算して、1年以内に墓所に焼骨を埋蔵せず、墓所を返還した場合 既納の使用料の5割に相当する額

※原則として、納入した使用料（及び年間管理料）については、芝生墓所を使用しないで返還した場合であっても、全額還付には応じません。

2. 埋蔵後の焼骨にかかる情報の取扱いについて

今後、第三者が被埋蔵者の埋蔵位置や埋蔵の事実について、情報提供を求めてきた場合、第三者に情報開示しますか？ はい いいえ